

標題:

IMO 第 22 回総会で採択された決議 - 技術事項関連

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0448

発行日 2002 年 4 月 12 日

各位

2001 年 11 月に開催された IMO 第 22 回総会で採択された決議のうち、技術事項及び条約の実施に関するもの等弊会の業務に関連するものについて以下のとおり簡単に御紹介致します。

A.910 (22) Amendments to COLREGs (2003 年 11 月 23 日発効)

- 海上衝突予防規則の改正。WIG Craft (海面すれすれを表面効果で飛行する一種の飛行艇)の航法及びその灯火及び形象物を追加。
- 小型船(長さ 12-20m)における Bell の省略、又は Gong については同等な音をだすもので置き換えられることになった。また小型船の Whistle の性能要件の変更。
- High Speed Craft の灯火の変更

A.911 (22) Uniform wording for referencing IMO instruments

IMO の各決議、Circular 等を条約から参照する場合の方法の標準方式を定めたもの。「強制」「同等以上」「勧告」に分けてその表記方法を定めている。

A.913 (22) Revised Guidelines on the implementation of the ISM Code by Administrations

MSC 73 で採択された ISM Code の改正において、同 Guideline A.788(19)の一部が ISM Code 本体 A.741(18)に取り入れたのにあわせた改正。改正要旨は次のとおり。

- 1 旧セクション3『DOC・SMC 発給と有効期間』が ISM コードに取り入れられたことにより MSC 決議 MSC.104(73)により削除された。
- 2 旧セクション 1.1 の定義が削除された。(ISM コードで規定されているため)
- 3 DOC の定期的検証 (Periodical Verification) が年次検証 (Annual Verification) に字句変更された
- 4 DOC・SMC の各検証が『主管庁により要請された他の条約締約国』により実施されることが追記された(3.1.1)。
- 5 DOC・SMC の書式が削除された。(ISM コードに取り入れられたため)

A.916 (22) Guidelines for the recording of events related to navigation

SOLAS 2000年改正(MSC.99(73)) V/28規則により要求されている航海中の記録事項の記録指針。原則 log book への記入であるがそれ以外の方法も認められる。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

A.917 (22) Guidelines for the onboard operational use of shipborne Automatic Identification Systems (AIS)

SOLAS 2000 年改正 (MSC.99(73)) V/19 規則により設備が要求されている AIS の運用指針。実際の運用に当たっての注意事項、AIS の能力の限界などについて述べられている。

A.921 (22) Assembly resolutions superseded by the 1995 amendments to the STCW convention

STCW条約の1995年改正及びSTCW Codeの完全発効に2002年2月1日をもって以下の総会決議の廃止を通知したものの。

- A.437(XI) Training of Crews in FIRE-FIGHTING
- A.438(XI) Training and Qualification of Persons in charge of Medical Care Aboard Ship
- A.482(XII) Training in the Use of Automatic Radar Plotting Aids (ARPA)
- A.483(XII) Training in Radar Observation and Plotting
- A.537(13) Training of Officers and Ratings Responsible for Cargo Handling on Ships Carrying Dangerous and Hazardous Substances in Solid Form in Bulk or in Packaged Form
- A.624(15) Guidelines on Training for the Purpose of Launching Lifeboats and Rescue Boats from Ships Making Headway Through the Water
- A.770(18) Minimum Training Requirements for Personnel Nominated to Assist Passengers in Emergency Situations on Passenger Ships

A.926 (22) Availability and use of low sulphur bunker fuel oils in SOx emission control areas designated in accordance with regulation 14(3) of Annex VI of MARPOL 73/78

大気汚染に関する MARPOL Annex VI (未発効) で規定している NOx Emission Control Area (バルチック海など) において low sulphur fuel が供給できるよう当該地域政府に求めている。

A.928 (22) Early and effective application of the Convention on the Control of Harmful Anti-fouling Systems on Ships

2001 年 10 月に採択された the Convention on the Control of Harmful Anti-fouling Systems on Ships に関連して、各国政府に承認した防汚塗料を IMO へ通知するよう要請している。

A.929 (22) Entry into force of Annex VI of MARPOL 73/78

1997 年に採択された大気汚染防止の為の MARPOL 条約 Annex VI の早期発効のため、各国政府に対して早期受諾・実施を要請している。2002 年 12 月までに発効要件が整わない場合、2003 年の海洋環境保護委員会で必要な手段を検討することになる。

なお、上記 Resolution のテキストはまもなく IMO 事務局出版部 (注文については Web Site – www.imo.org) より販売される筈ですが、お急ぎの方は国際室担当 (前田・会田) までお申し付け下さい。

お問い合わせ先

本 Information 全般に関して及び A.911(22), A.929(22)に関して	国際室 (Tel: 03-5226-2038 / Fax: 03-5226-2039)
A.910(22)、A.917(22)に関して	材料艀装部 (Tel:03-5226-2020 /Fax: 03-5226-2019)
A.913 (22)、 A.921(22)に関して	安全管理システム審査部 (Tel: 043-294-5999 / Fax: 043-294-7206)
A.926(22)に関して	機関部 (Tel: 03-5226-2022 / Fax: 03-5226-2024)

(次頁に続く)

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 国際室

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2038

Fax: 03-5226-2039

E-mail: xad@classnk.or.jp

* * * * *